

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成七年埼玉県告示第千六百五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十七号、平成十六年埼玉県告示第千五百九十三号、平成二十年埼玉県告示第千八十五号、平成二十二年埼玉県告示第五百十八号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十四号の事業地に、上里町大字金久保字丘ヶ山、字大塚、字狐塚、字中道、字周川、字蓮山、字一本木、字一本木南、字中宿南、字下宿南、字前原北、字前原西、字前原東、字薬師及び字道祖神、大字神保原町字柿木、字窪原、字東原、字新開、字和尚、字中浦、字長塚及び字西台並びに大字七本木、字窪東及び字三軒後を加え、大字七本木字窪八幡東、字七本木、字窪後、字下野堂境及び字八幡郷地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし